議案第７０号

朝霞市農業委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

朝霞市農業委員会の委員の定数を定める条例（平成２８年朝霞市条例第２号）の一部を次のように改正する。

本則中「２０人」を「１３人」に改める。

附　則

この条例は、令和１０年４月１日から施行する。

令和８年１１月２７日提出

朝霞市長　松下　昌代